

三田市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時	令和元年8月2日（金曜日）午後2時00分 ～ 午後3時45分
開催場所	まちづくり協働センター 講座室
委員	公益代表委員 宗前会長、大澤委員、丸山委員（欠席）、福田委員（欠席） 被保険者代表委員 山本委員、石田委員、松下委員、山見委員 保険医・薬剤師代表委員 木村委員（欠席）、前橋委員、尾崎委員、平野委員
事務局	福祉共生部 入江部長、北中室長、（国保医療課）河田課長、稲田課長補佐、 常澤係長、坂口係長、春名係長
傍聴人	なし

会議次第

事務局	入江部長あいさつ 北中室長より 出席委員数の報告（9名出席、会議は成立） 配布資料の確認 委員改選に伴う委員の紹介 事務局の紹介
事務局	次第に従い、会議を進めてまいります。 「会長、会長代行の選任」について、国民健康保険法第5条の規定により、委員の互選により、公益代表委員のなかから選出することとなっています。選出にあたり、事務局より提案してもよろしいでしょうか。 会長は、宗前委員に、会長代行は大澤委員を提案します。賛同いただける委員は、拍手をお願いします。
各委員	拍手により選任
事務局	宗前委員が会長に、大澤委員が会長代行に選出されました。
会長	あいさつ
事務局	これからの議事進行は、宗前会長をお願いします。
会長	それでは、次第により進めてまいります。まず、「会議の公開及び会議録署名人の選任」について事務局より説明をお願いします。
事務局	河田課長より説明 「附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱」（資料1） これまでは、会議は「公開」、会議録の作成については、「要約筆記」で対応し、会議録への発言者名の記載については「記載」してきたことを伝える。
会長	説明のあった内容について、各委員に質疑の確認
各委員	質疑なし
会長	従来どおり会議は「公開」、会議録の作成については、「要約筆記」、会議録への委員名の記載についても、「記載する」という取扱いでよいでしょうか。

各委員	異議なし
事務局	本日の会議録への署名は「山本委員」「大澤委員」にお願いしたいと思います。
会長	次に「運営協議会の役割と概要」について事務局より説明をお願いします。
事務局	河田課長より説明 「運営協議会の役割と概要」（資料3）
大澤委員	兵庫県にも運営協議会があり、三田市にも運営協議会があるなかで、税率の決定は三田市で行っているとのことですが、いつかは県下統一の税率となるという理解で良いのですか。
事務局	常澤係長より説明 そのとおりです。所得水準が高い市町も低い市町も一体化をして、県として運営を行っていくというのが国民健康保険の大原則となっています。小規模で高齢化が進み医療費が高い市町にとっては、県下統一の保険税率はメリットとなりますが、所得水準が高く若い人が多い市町にとっては、税率が上がってしまう可能性があります。それぞれの市町にそれぞれの事情があり、すぐに統一税率は難しい部分もありますが、3年～10年後を見越して動いているのが今後の流れとなります。
大澤委員	市町における事情、成立ちが違うためなかなか状況は変わらないと思う。県が示した保険料率を参考にして、市町が決めるということなので、市が独自で補てんをするということも含め、考えれば良いということですか。
事務局	常澤係長より説明 県としては保険料の統一化を目指した動きになっていきます。県が示した納付金を見越し、算定した保険料に対して「市民の負担が高い」というのであれば、一般会計から資金を投入することとなります。ここは市の判断と権限に基づくものです。ただ、県も市からの補てんや保険税率の統一を阻害するものについては、無くしていきたいという考えをもっています。
大澤委員	今後、三田市は、税率が上がっていくということですね。
事務局	常澤係長より説明 現在は税率が低いのでそういうことになると思われます。
会長	兵庫県が法律に基づいて国保の新しい枠組みを検討している。それは三田市の税率を決定する権利を阻害するものではないが、それを市が無視して進めることも出来なくなってきたという理解でよろしいでしょうか。
事務局	そのとおりです。
松下委員	兵庫県が納付金の請求をしてくるなかで、三田市としてはもう少し保険料を低く抑えたいというのであれば、どこかの段階で県と交渉等がされるのですか。
事務局	常澤係長より説明 三田市も県内41市町の1つであって、得をする市町も損をする市町もあることを承知の上での統一ルールとなっています。各市町の事情を伝えるが、各市が個々に県と交渉し、独自のルールを認めてもらい運用をすることはありません。

松下委員	健康寿命を延ばすという取組みを力を入れてやっている市町とやっていない市町がある。熱心にやっている市町とやっていない市町が統一ルールのなかで、一律の評価をされてしまうことはどうなのかと思う。
事務局	河田課長より説明 保険者努力支援制度というものがあります。特定健診の受診率が高い、保険料の収納率が高い等、いろいろな努力をしている市町に対しては、補助金が出される制度です。この補助金によって、多少は市民の保険税率を安く抑えることも出来ているということです。
大澤委員	その補助金というのは、いままでの調整交付金というようなものなのか。
事務局	常澤係長より説明 努力支援制度の補助金といままでの調整交付金とは別になります。 この調整交付金ですが、今までは国から直接、三田市に入ってきていましたが、今回の県での広域化によって国から県にお金が入ります。県は調整交付金を差し引いた、本当に必要な金額だけを市に納付金として市に請求するという取扱いになっています。給付費をすべて国民健康保険税でいただいている訳ではありません。三田市では60億円近くの給付費が発生していますが、保険税でいただいているのは、20億円ぐらいです。国からお金が入るなかで、保険税率の設定をさせてもらっています。
会長	続いて、「運営協議会開催後の会議録作成および公表までの流れ」について事務局より説明をお願いします。
事務局	河田課長より説明 「運営協議会開催後の会議録作成および公表までの流れ」（資料4）
会長	一連の経過を経て、ホームページに掲載されるまでには、どのくらいかかるのでしょうか。
事務局	1カ月半ぐらいです。9月中旬ぐらいを予定しています。
会長	報告事項の1つ目「平成30年度国民健康保険事業特別会計決算状況について」事務局より説明をお願いします。
事務局	常澤係長より説明 「平成30年度国民健康保険事業特別会計決算状況について」（資料5）
前橋委員	国保の加入者が減っているのは、こういった理由でしょうか。
事務局	常澤係長より説明 74才までの方が加入するのが国民健康保険です。75才からは後期高齢者医療制度となり、国保から移行します。新たに国保に加入する人の数より、後期高齢者医療制度に移行する人の数が多いためです。
前橋委員	後期高齢者医療制度の数や決算は別ということですね。
事務局	そういうことです。兵庫県後期高齢者医療広域連合で行っております。
松下委員	生活保護については、別の会計なのですか。

事務局	生活保護を受けている人の医療に関しては、医療受給者証が生活保護の会計から出ていますので、国保とは異なります。
大澤委員	三田市の人口構成から言うと、これから毎年、65才以上の年金受給者が増えていきます。当然、そうなると国保の加入者となり、市としての負担が増えてくると思われるが、何か対応を考えているのですか。
事務局	そうなってくると、広域化されることで、三田市単独でやっていた時よりも逆にメリットを受け、安い保険税率に抑えられるのでは考えている。
大澤委員	そうならば良いが、全県的に少子高齢化が進んでいる。どこも高齢化が進んでいくので、やはり厳しいのではと思う。
会長	広域化はあくまで、県内の保険料の凸凹を均すもので、世の中全体が高齢化してくると、ベースとなる保険料も高くなってくると思います。何もしないよりは、いくらか保険料の上昇ペースを抑えることが出来るのかなとは思いますが。
会長	それでは、「平成30年度国民健康保険税の収納状況及び徴収取り組みについて」事務局より説明をお願いします。
事務局	常澤係長より説明 「平成30年度 国民健康保険税の収納状況及び徴収取り組みについて」（資料6）
松下委員	子ども医療費の補助について教えて欲しい。
事務局	坂口係長より説明 0才から中学3年生までを対象に医療費助成を行っています。今は、すべてが無料という訳ではなく、平成30年度より一部有料化としています。小学校1年生以上は、所得にもよりますが、1回病院に行くごとに400円をいただいています。入院については、これまでどおり無料です。
松下委員	先日、国会でも問題になっていましたが、国民健康保険料を払っていない世帯で子供の保険証がないために、医療費の助成を受けられていないとのことであった。三田市で同様のケースはあるのでしょうか。
事務局	常澤係長より説明 保険料の納付がなく、医療費助成が受けられない資格証のみを発行している世帯についても、18才未満のお子さまに関しては短期証という形で保険証を発行しています。親の滞納を理由として子どもが医療助成を受けられないということは、三田市ではございません。
松下委員	生活が困窮して、保険料が払えない家庭については、生活保護に切り換えるということとはできないのですか。
事務局	生活保護を受けると言われる方もおられるし、ご自身の考えで保護を拒絶する方もいらっしゃいます。保険料を払えず滞納されている世帯への取扱いについては、現在、短期証の発行で対応しています。
会長	生活保護についても、フルセットでの保護が良いのか、部分的でも使いやすい制度にした方が良いのかは前から議論がありますね。 国保医療課として、国保税の収納について何か課題として考えていることはあ

<p>事務局</p>	<p>るのですか。</p> <p>河田課長より説明 現年の分については、我々の国保医療課で収納業務をやっています。過年度分については、国保を滞納されている方は他の税も滞納されているケースが多く、一体的に税を管理する必要があることから収納対策課で専門的に行っています。</p>
<p>会長</p>	<p>三田市では、そういう仕組みが構築されているということですね。 他に質問がなければ、議題についてはこれで終了いたします。 事務局、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>北中室長より 皆さま、本日は長時間にわたり、ご協議いただきまして、ありがとうございました。次回の開催ですが、兵庫県から納付金の仮算定がなされますので、その結果を受け、12月頃に協議会を開催して、本市の保険税率に関する審議を進めてまいりたいと考えております。 それでは、これをもちまして、令和元年度第2回三田市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>